

資料3

科学技術・学術審議会

学術分科会（第95回）

令和7年4月16日

学術分科会における委員会の設置について（案）

令和7年4月〇〇日

学術分科会

科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第5条の規定に基づき、以下の委員会を設置する。

委員会名	概要	調査事項
人文学・社会科学特別委員会（※）	人文学・社会科学の学術研究の振興に係る事項について総合的に調査する。	○人文学・社会科学の学問的特性を踏まえた振興の在り方 ○人文学・社会科学におけるデータ基盤整備方策 ○その他人文学・社会科学の学術研究に関する事項

※ 分科会の委員、臨時委員を分属するとともに、必要に応じて、専門委員を追加する。